

じじつ がいよう  
事実の概要

今天淡水下雨，我不想出門。

ひこくにん  
被告人は、

まんしょんない  
マンション内において、に於いて

やく6ねんかんこうさい ひがいしゃ わか ばなし つ おも  
約6年間交際していた+被害者Aから別れ話を告げられたと思ひ、

はげ いか ぜつぼうかん つの  
激しい怒りや絶望感を募らせ、

て と せらみつくべていないふ はからだ なが やく7.5cm いか ほんけん  
手に取ったセラミックペティナイフ(刃体の長さ約7.5cm。以下「本件

ナイフ」という。)でAに痛い思ひをさせて+やろうと考へ、

子供に旅をさせよう

子供に旅をさせて+やろう

顔

ひこくにん せ む よこ たい  
被告人に背を向けて横たわっている+Aに対し、

じゅんて  
順手

みぎ さかて にぎ ほんけん ない ふ ちからいっばい はや ふ お  
あえて右の逆手で握った本件ナイフを力一杯の速さで振り下ろして、

はいぶ さ  
Aの背部を1回突き刺し、

かりょうやく げつかん よう ひだりはいぶしそう ひだりはいそんしょう ひだりけつききょうとう  
加療約1か月間を要する+左背部刺創、左肺損傷、左血気胸等の

しょうがい お  
傷害を負わせた。

さつい う む そうてん  
殺意の有無が争点となった。

## 直後

たいみー ちよくぜん きゃん せる ちんぎん わーかー9にん しゅうだんていそ  
タイミー「直前キャンセル」で賃金なし、ワーカー9人が集団提訴

ぶらっとふ おーむ ほうてきせきにんとうはつ そしょう  
プラットフォームの法的責任問う初の訴訟

2026年04月23日 09時43分

まじかん はたら すぼっとわ く しごと ちよくぜん きゃん せる  
すき間時間に働く「スポットワーク」の仕事を直前にキャンセルされた

ちんぎん しはら いほう  
うえ、賃金が支払われなかったのは違法だ。

うった わ か 9にん 20だい 60だい 4がつ21にち すぼっとわ く  
そう訴えるワーカー9人(20代～60代)が4月21日、スポットワークの

あぶりうんえいがいしゃ たいみー とうきょうとみなとく あいてど みばら  
アプリ運営会社「タイミー」(東京都港区)を相手取り、未払い

ちんぎんそうとうがく いしやりようあ けいやく312まんえん しはら もと  
賃金相当額と慰謝料合わせて計約312万円の支払いを求めて

とうきょうちさい しゅうだんていそ  
東京地裁に集団提訴した。

慰問金 補償

慰撫金 賠償

～とは である。

げんこくがわ すぼつとわ く ちよくぜんきやんせる  
原告側によると、スポットワークをめぐる「直前キャンセル」について、  
こようぬし きゆうじんきぎょう まっちんぐ しく ていきょう  
雇用主(求人企業)ではなく、マッチングの仕組みを提供する  
ぷらつとふお ま ほうてきせきにん しょうめん と しゅうだんそしょう ぜんこく はじ  
プラットフォームの法的責任を正面から問う集団訴訟は「全国で初め  
て」だという。

そじょう どうきょう かながわ ちば いしかわ あいち 1と4けん げんこく  
訴状などによると、東京、神奈川、千葉、石川、愛知の1都4県の原告  
2021ねん10がつ 2026ねん3がつ たいみ じょう まっちんぐ  
らは、2021年10月から2026年3月にかけて、タイマー上でマッチングが  
せいりつ しごと こようしゃがわ つごう きやんせる けい135けんう  
成立した仕事について、雇用者側の都合によるキャンセルを計135件受  
けたと主張する。

みばら ちんぎんそうとうがく やく102まんえん  
それらの未払い賃金相当額は約102万円にのぼるとして、これに  
いしやりょう くわ そうがくやく312まんえん もと  
慰謝料を加えた総額約312万円を求めている。

食塩相当量 2.0g 駐車料金相当額

Na 1.0g

NaCl

げんこく 60だいだんせい かいけん たいみ 700けんいじょう  
原告の1人である60代男性は会見で、これまでタイミーで700件以上  
しごと かの  
の仕事をこなしてきたと語る。

だんせい もんだいし ちよくぜん きゃん せる 29けん  
男性が問題視している「直前キャンセル」は29件にのぼるといふ。これ  
べつ いちぶ ほしょう いんしよくてん しごと かいしよていじかん  
らとは別に、一部は補償されたが、飲食店での仕事が開始予定時間の  
じゅうすうふんまえ きゃん せる  
十数分前にキャンセルされたこともあったといふ。

だんせい め る み みせ い じょうきよう  
男性は「メールを見なかったら、そのまま店に行っていた状況だった」  
ふ かせ こうぎ さいしゆうてき ほうしゆう 6わり しはら け す  
と振り返る。抗議したところ、最終的に報酬の6割が支払われたケースも  
あったといふ。

ひとり こえ あ ぼくいがい な ねい わ  
「一人では声を上げられなかった。僕以外にも泣き寝入りしているワー  
か すこ じったい し うった  
カーはたくさんいる。少しでも実態が知られればいい」と訴えた。

成否

是否(是非)

げんこくがわ かんが そしよ おも そうてん 3 1 め たいみ  
原告側が考える訴訟の主な争点は3つある。1つ目は、タイミーが

きぎょう なら ちんぎんしはらいぎむ お へいぞんてきさいむひきうけ せいひ  
企業と並んで賃金支払義務を負うのかという「併存的債務引受」の成否  
だ。

たいみ はたら どうじつ ほうしゅう う と そくじつばら とくちょう  
タイミーは、働いた当日に報酬を受け取れる「即日払い」を特徴とし  
げんこくがわ りようきやく たいみ きぎょう ちんぎんしはらいさいむ  
ている。原告側は、利用規約においてタイミーが企業の賃金支払債務  
へいぞんてき ひ う むね めいき してき  
を併存的に引き受ける旨が明記されていると指摘する。

げんこくがわだいにん まきの ゆきべんごし かいけん わ か たいみ  
原告側代理人の牧野裕貴弁護士は会見で「ワーカーはタイミーに  
ちよくせつせいきゆう しゅちよう  
直接請求できるはずだ」と主張した。

こうじげんば じこげんば さぎょうげんば  
工事現場 事故現場 作業現場

2 め ろうどうけいやく せいりつじき げんこくがわ げんば しゅうろうかいしじ  
2つ目は、労働契約の成立時期だ。原告側は、現場での就労開始時  
QRコードを読み込んだ)ではなく、マッチング成立時点で契約は成立  
しゅちよう  
していると主張する。

そじょう たいみ 2025ねん9がつ ろうどうけいやく せいりつたいみんぐ  
訴状によると、タイミーは2025年9月、労働契約の成立タイミングにつ  
わ か きゅうじん もう こ かんりよう じてん りようきやく  
いて「ワーカーが求人への申し込みを完了した時点」とするよう利用規約  
かいてい げんこくがわ いぜん どうよう まっちんぐじてん  
を改定したが、原告側はそれ以前についても同様にマッチング時点に  
けいやく せいりつ  
契約は成立していたとみる。

こうろうしょう すぼつとわ く きゅうじん おうぼ じてん ろうどうけいやく  
厚労省も、スポットワークについて「求人に応募した時点で労働契約  
せいりつ かんが しめ  
が成立する」との考えを示している。時制

このようなことです こういうことです

9時に帰ります こう言うことです。こうゆうことです。

9時で帰ります ここで 段階+で

食べた 状態的變化

食べている 状態的持續

財務省(財政部) 厚生労働省(相當於労働部及衛服部)

プラットフォーム

3 め ぷらつとふお ま ちゅういぎむいはん う む げんこくがわ  
3つ目は、プラットフォームとしての注意義務違反の有無だ。原告側  
たいみ たん まっちんぐ ば ていきょうしゃ しゅうろうかんり  
は、タイマーが単なるマッチングの場の提供者にとどまらず、就労管理や  
ちんぎん た か ばら きゃんせ るる せつけい いちげんてき にな  
賃金の立て替え払い、キャンセルルールの設計まで、一元的に担って  
てん ちやくもく  
いる点に着目する。 注意する 一元性

ちゅうもく  
注目

ちゅうい  
注意

ちやくもく  
着目

経済的に苦しい 肉体的な衰えを感じる 少し感情的になった

たいか きぎょうがわ てすりよう え いじょう こようしゃ  
その対価として企業側から手数料を得ている以上、雇用者による  
いっぼうてき きゃんせる はっせい ふせ しんぎそくじょう ぎむ しゅちよう  
一方的なキャンセルの発生を防ぐ信義則上の義務があると主張してい  
る。

すぼっとわ く すうじかんたんい たんじかんしゅうろう ちゅうしん 1けん  
スポットワークは数時間単位の短時間就労が中心で、1件あたりの  
ほうしゅう すうせんえん 1まんえんていど  
報酬は数千円から1万円程度だ。

まきの べんごし こようしゃ あいてど そしょう て  
牧野弁護士はこれまで雇用者を相手取った訴訟も手がけてきたが、  
1けん そしょう お げんじつてき な ねい え  
「1件ごとに訴訟を起こすのは現実的でなく、泣き寝入りせざるを得ない  
こうぞう の ぶらっとふお ま ひこく  
構造になってきた」と述べ、プラットフォームを被告とすることで、  
しゅうだんてき めざ きょうちよう  
集団的な救済を目指すと強調した。

すぼっとわ く わ か がわ ちよくぜんきゃんせる け す  
また、スポットワークでは、ワーカー側が直前キャンセルをするケース  
げんこくがわ りようしゃ あつか さ してき  
もあるが、原告側は両者の扱いに差があると指摘する。

60だいだんせい わ か ちよくぜんきゃんせる ばあい べなるてい  
60代男性によると、ワーカーが直前キャンセルした場合はペナルティ  
か いちじりようていし はんせいぶん ていしゅつ もと  
が科され、一時利用停止や反省文の提出を求められるという。さらに、  
ここ わ か きゃんせる こようがわ  
「個々のワーカーがどれだけキャンセルをしたのかについては、雇用側

えつらん じょうたい  
から閲覧できる状態になっている」。

いっぽう こようしゃがわ きゃんせりつ まっちんぐまえ わ か  
一方で、雇用者側のキャンセル率などは、マッチング前にワーカーに  
かいじ  
は開示されていないとされる。

きゃんせる しよ とめっせ じ つうち ぐたいき りゆう  
また、キャンセルはショートメッセージで通知されるが、具体的な理由  
しめ ご こようしゃ れんらく と  
は示されず、その後は雇用者と連絡が取れなくなるという。

たいみ 4がつ21にち べんごしどつとこむにゆ す しゅざい たい つぎ  
タイマーは4月21日、弁護士ドットコムニュースの取材に対して、次のよ  
こめんと  
うにコメントした。

いちぶほうどう どうしゃ あいて しゅうだんそしょう ていき むね ほうどう  
「一部報道において、当社を相手に集団訴訟を提起した旨の報道が  
にんしき げんじてん どうしゃ そじょう  
なされていることは認識しておりますが、現時点において、当社に訴状  
とど じじつかんけい かくにん かいとう き ひか  
が届いておらず、事実関係の確認がとれないため回答を差し控えさせ  
こんご そじょう てもと とど ないよう かくにん たいおう  
ていただきます。今後、訴状が手元に届きましたら、内容を確認し対応  
けんとう  
を検討してまいります」 ゼロ回答

さ ひか  
差し控える 辛い物は控えてください